

我孫子市広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 市の資産等を広告媒体として利用する場合の取扱い基準は、第3条から第11条までに定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、実施機関とは、市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(広告媒体)

第3条 民間事業者の広告媒体とすることができる市の資産等は、次に掲げるもののうち実施機関が必要があると認めるものとする。

(1) 実施機関が発行する広報紙

(2) 市ホームページ

(3) 実施機関が作成する刊行物、パンフレット類その他配布することを目的に作成した印刷物

(4) 庁舎その他公の施設(付属施設を含む。)

(5) その他広告媒体として活用できるもので実施機関が認めるもの

(信頼性の確保)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信頼性のあるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に広告を掲載することができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの

(2) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(3) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの

(4) 美観風致を害するおそれがあるもの

(5) その他市としての公共性及び中立性並びに品位を損なうおそれがあるもので広告媒体に掲載する広告として適当でないもの

(広告掲載期間)

第 5 条 広告媒体への広告掲載期間は、原則 1 年とし、1 月を単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告媒体のうち第 3 条第 3 号に規定するもの（以下「刊行物等」という。）の広告掲載期間は、当該刊行物を消費するまでの間とする。ただし、契約等別に定める期間があるときは、当該定める期間による。

(広告規格)

第 6 条 広告掲載に関する規格、デザイン、掲載位置、広告期間等の基準は、広告媒体ごとに実施機関が別に定める。

(広告掲載料)

第 7 条 広告掲載料は、広告を掲載する公共物等の種類、広告の掲載位置、広告掲載の期間、広告の規格、広告の効果及び類似広告の市場価格等を勘案し、実施機関が市長と協議の上、市長が決定するものとする。

(広告の募集方法)

第 8 条 広告の募集は、広報あびこ又は市ホームページにより行う。

2 広告の募集は、広告代理業を営む者に行わせることができる。

(広告主の選定)

第 9 条 広告主の選定に当たっては、公平性を確保するよう配慮しなければならない。

(契約等)

第 10 条 広告主を決定したときは、当該広告主と広告掲載に関し契約（これに類するものを含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を明確にするものとする。

(1) 契約期間に関する事項

- (2) 広告掲載料に関する事項
 - (3) 広告制作料の費用負担に関する事項
 - (4) 広告内容の責任の所在に関する事項
 - (5) 広告掲載の中止及びその損害の負担に関する事項
 - (6) 権利譲渡の禁止に関する事項
 - (7) 解約に関する事項
 - (8) その他必要な事項
- (指定管理者施設等への広告掲載)

第 1 1 条 第 3 条から第 6 条まで、第 9 条及び第 1 0 条の規定は、次の方法により広告を掲載する場合に準用する。

- (1) 指定管理者(地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。)が当該指定を受けた施設に係る広告媒体に広告を掲載しよとする場合
- (2) 刊行物等に広告掲載する場合で刊行物等の納入者が当該刊行物の寄附を目的に当該刊行物等に広告を掲載する場合
- (3) 行政財産の目的外使用により施設の一部を使用させる場合において当該使用させる部分に広告を掲載する場合

2 前項第 1 号の規定による広告の掲載は、指定管理者と締結する協定書に広告に関する事項を定めた上で、当該施設を所管する実施機関がその適否を決定しなければならない。

(補 則)

第 1 2 条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 3 月 1 日から施行する。